

中学生以下の宿泊団体のみ提出 〔自然体験学習を除く〕

- ・（使用料）教育機関の組織及び運営に関する規則第33条の2の規定において、青少年団体指導者・責任者に該当する方は使用料を無料とする。（山形県在住者のみ対象）
- ・ 無料対象「該当」「非該当」については、活動時の役割を参考にして自然の家が判断する。

山形県金峰少年自然の家・海浜自然の家

青少年団体指導者・責任者名簿

団 体 名

利 用 期 間

No.	氏 名	役職名	当施設利用時における 具体的な役割	備 考	自然の家 記入欄
1					該当 非該当
2					該当 非該当
3					該当 非該当
4					該当 非該当
5					該当 非該当
6					該当 非該当
7					該当 非該当
8					該当 非該当
9					該当 非該当
10					該当 非該当

【 当施設利用時における具体的な役割の例 】

・ 団体利用の統括責任者（１名） ・ 会計担当 ・ 監督 ・ コーチ ・ 講師 ・ 部活動顧問（教員）

- ※ 1 必要書類（活動プログラムや給食申込書等）と一緒に、利用日の２８日前までご提出ください。
- ※ 2 この名簿は、施設使用料徴収の基準になるものです。「当施設利用時における具体的な役割」の例をご覧ください。
- ※ 3 該当の有無を当所で確認し、使用料が発生する場合は、事前にご連絡します。
- ※ 4 宿泊料無料の非該当の場合は、同伴者の所定の料金をお支払い頂きます。（自然の家で判断します）
- ※ 5 スポーツ少年団、部活、リーダー研修会などで連合体として利用する場合は、当施設利用時の責任者・事務局が対象となります。
- ※ 6 この名簿はご利用時にも必ずご持参ください。